

平成20年度事業計画

I 法人運営関係

(1) 理事及び監事並びに評議員の改選

①理事及び監事の任期（平成20年7月16日まで）

②評議員の任期（平成20年7月4日まで）

(2) 理事会及び評議員会の開催

通常の理事会及び評議員会をそれぞれ2回開催する。なお、必要に応じて臨時会を開催する。

【通常会】 5月下旬及び3月下旬

【臨時会】 必要となったとき（当面7月中旬頃、臨時理事会を予定）

(3) 公益法人改革への対応についての検討

公益財団法人の認定を受けるべく準備作業を進める。（平成20年12月申請目途）

* 定款の制定など各種関連規程等の整備

II 予防接種健康被害者保健福祉事業

厚生労働省からの補助事業として、次の事業を行う。

(1) 運営委員会の開催

予防接種健康被害者及び家族に対する保健福祉相談事業を円滑に実施するため運営委員会を開催する。

〔予定〕 第38回（5月下旬） 第39回（11月中旬） 第40回（3月中旬）

(2) 保健福祉相談員活動

ア 本部相談員の活動
予防接種健康被害認定後の本人若しくは家族から、健康被害や社会資源の利用等に関する電話相談を受け、必要に応じて家庭訪問等を行う。

また、地方相談員の活動をサポートするとともに、地方自治体の関連部局との連絡調整を図る。

イ 地方相談員の活動
予防接種健康被害者及びその家族に対して家庭訪問等による相談を行う。

(3) 専門医による訪問

新規健康被害認定者等の家庭を専門医が訪問し、家族等からの相談に応じるとともに、専門的視点からの指導を行う。

(4) 理学療法士等による訪問

相談・援助を必要とする健康被害者（児）等を理学療法士等と本部保健福祉相談員及び地元担当保健福祉相談員が訪問し、身体機能の維持、改善及び家族の介護負担の軽減や装具の使用方法などに関する相談に応じ、また、指導を行う。

(5) 相談事例検討会の開催

相談業務の充実を図るため、相談事例検討会を開催し、その成果を相談事業活動に活用する。

・委員 10名程度（外部委員を含む。） ・年4回程度開催

(6) 保健福祉事業のあり方検討会の開催

健康被害者及び家族の高齢化などに伴う成年後見制度の活用にあたっての留意事項及び当財団の関わり方などについて検討を行い、その成果を相談業務に活用し、健康被害者及び家族の支援に資する。

- ・委員 10名程度（外部委員を含む。）
- ・年4回程度開催

(7) 保健福祉相談業務の手引の作成

内容を充実した相談業務の手引を作成し、相談業務の充実と向上を図る。

(8) 保健福祉相談員研修会の開催

地方保健福祉相談員の相談活動の向上に資するため、全国の保健福祉相談員を対象に研修会を開催する。

- ・開催地：東京
- ・時期：7月上旬
- ・受講者数：70名程度
- ・カリキュラム：内容の充実

（主に特別課題→基礎知識、特別課題、グループ討議など）

(9) 新任地方保健福祉相談員研修会の開催

新たに委嘱された地方保健福祉相談員を対象に、相談業務の基礎知識及び最近の課題などについて研修を行い、地方相談員の資質の向上と相談業務の充実を図る。

- ・対象者：10名程度
- ・開催：年1回程度

(10) 健康被害者家族等講習会の開催

健康被害者及び家族等を対象に最近の課題及び在宅介護等に関する講習会を開催する。

- ・開催地：2カ所〔香川県（4月）、広島県（5月）〕
- ・受講者数：60名程度

(11) 指導誌発行

健康被害者や家族及び関係者の理解を深めるため「手つなぎ」及び「家庭看護・介護シリーズ」を情報誌として作成、配付する。

- ①「手つなぎ」 年2回発行（各1,000部）
- ②「家庭看護・介護シリーズ」 年1回発行（1,000部）

(12) 施設調査

保健福祉相談活動に資するため、関係各種施設を隨時調査、視察する。

(13) 啓発普及

ア ガイドライン等を作成し、各都道府県・市町村及び医療従事者、保護者向けに無償配付する。

- ① 予防接種ガイドライン（医療従事者向け） 約5万部
- ② 予防接種と子どもの健康（保護者向け） 約40万部
- ③ インフルエンザ予防接種ガイドライン（医療従事者向け） 約4千部など。

イ ホットライン電話相談

市町村等からの予防接種に関する専門医電話相談事業を充実する。

* 毎週2回 → 4回（当面、原則として木曜日以外の日の午後）

III 受託事業の実施

厚生労働省からの委託事業として予防接種従事者を対象とした研修会を開催する。

(1) 事業目的

予防接種に係る事故を未然に防止するため、予防接種の実施にあたっての基礎知識及び最新知識等の習得に関する研修を行う。

(2) 事業概要

ア 研修対象者

予防接種を実施する医師、保健師、看護師、及び都道府県・市町村の担当者

イ 開催地

・全国 7 地区：北海道、宮城、東京、愛知、大阪、岡山、福岡

・受講者数：2,200 名程度

IV 調査研究事業の充実

(1) 研究事業

基礎疾患などのある児童への安全な予防接種に実施方策などを中心とした研究課題を募集し、研究を行う。(課題数：2 課題程度を予定)

*課題選考委員会を設置し、採択課題を審議決定する。

(2) 予防接種健康被害者生活環境調査事業

予防接種健康被害者の生活環境の現状を把握し、健康被害者及びその家族等に対する今後の保健福祉業務の向上に資する。

[調査対象] 予防接種健康被害者及びその家族等

[調査内容] ①在宅及び施設入所の状況

②当リサーチセンターの保健福祉事業の利用状況

③その他の福祉施策の利用状況

④自立支援法適用状況

⑤成年後見制度活用状況 など。

[調査方法] 地方保健福祉相談員及び居住地市町村の協力を得て、訪問又は郵送による調査票記入による。

V 出版事業の実施

1 事業目的

予防接種従事者が安心して予防接種を実施し、また、予防接種対象適齢児（者）の保護者等が予防接種についての正しい知識と理解を深められるよう、冊子等を出版、販売する。

2 事業概要

①「予防接種ガイドライン」の発行（概ね8万部）

②「予防接種と子どもの健康」の発行（概ね60万部）

③「インフルエンザ予防接種ガイドライン」の発行（概ね8万部）

④「予防接種関係研究等文献集」の発行（概ね300部）

⑤「予防接種従事者のための予防接種必携」の発行（概ね5千部） など。

VI その他事業

1 予防接種啓発事業

在日外国人に対する正しい予防接種制度の啓発を行うため、日本自転車振興会からの補助を受けて、「予防接種と子どもの健康」の外国語版を作成、発行する。
(英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、フィリピン語の5カ国語を予定)

2 健康被害者及び家族等への当財団事業の周知

健康被害者及びご家族の方々が当財団の保健福祉事業をご利用していただきため、厚生労働省の協力を得て、新規認定時及び手帳更新時に資料等の送付を行い、事業内容の周知を図る。